

幼稚園又は中学校の免許状を有する方で、小学校教諭2種免許状を取得したい方

免許状の種類

○ 小学校教諭2種免許状

根拠規定

○ 免許法別表第8

取得方法

○ 幼稚園又は中学校の免許状を有する方が、教員としての実務年数と必要な単位を修得し、小学校教諭2種免許状を取得する方法は、〈表14〉のとおりです。

〈表14〉

取得しようとする免許状			小学校教諭2種免許状	
所 要 資 格	有することが必要な免許状		幼稚園教諭免許状	中学校教諭免許状
	在 職 年 数		3 年	3 年
	最低修得単位数		13 単位	12 単位
欄	科 目	含めることが必要な事項	/	/
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	10 単位 （注）の1（3） 参照	10 単位 （注）の2（3） 参照
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1 単位	—
		生徒指導の理論及び方法	} 2 単位 （注）の1（4） 参照	} 2 単位 （注）の2（4） 参照
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
最低修得単位数			13 単位	12 単位

(注)

- 1 基礎となる免許状が「幼稚園教諭免許状」の場合の取得方法は、以下のとおりです。
 - (1) 在職年数は、幼稚園教諭免許状を取得した後の、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の教諭又は幼保連携型認定こども園の保育教諭として発令された実務に限ります。
 - ※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。
 - ① 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）
 - ② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの
 - ※ 助教諭、助保育教諭、非常勤講師及び指導補助等の期間は、在職年数に含めることはできません。
 - (2) 修得単位は、幼稚園教諭免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
 - (3) 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位は、5教科の指導法について各2単位以上を修得してください。
 - ただし、生活科の指導法の単位は、含めることはできません。
 - (4) 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、すべての事項を含み2単位以上修得してください。
- 2 基礎となる免許状が「中学校教諭免許状」の場合の取得方法は、以下のとおりです。
 - (1) 在職年数は、中学校教諭免許状を取得した後の、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教諭として発令された実務に限ります。
 - ※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。
 - ① 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）
 - ② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの
 - ※ 助教諭、非常勤講師及び指導補助等の期間は、在職年数に含めることはできません。
 - (2) 修得単位は、中学校教諭免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
 - (3) 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位は、5教科の指導法について各2単位以上を修得してください。
 - ただし、所持する中学校教諭免許状の教科に相当する各教科の指導法の単位は、含めることはできません。
 - (4) 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、すべての事項を含み2単位以上修得してください。